



取引条件見直しにあたり問題となるおそれのある行為

取引条件を見直す際に下請法・独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して行為者による要請を受けざるを得ない状況下で①取引対価の引き下げ ②商品・役務の成果物の受領拒否 ③協賛金等の負担の要請 ④購入・利用の強制 ⑤取引の停止 ⑥登録事業者となるよう仕向けること 等の行為を行なうことです。

以下の3つの事例を参考にして、問題とならないような取引条件の変更を必要に応じて行いましょう。

<事例1>

「報酬総額11万円」で契約を行った。取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額に関わらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



>下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は「下請代金の減額」として問題になります。

<事例2>

継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注。その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、その後価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。



>下請法違反となるおそれがあります！

下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来通りに単価を据え置いて発注する行為は「買いたたき」として問題になるおそれがあります。

<事例3>

課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。その際「インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を用いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。



>独占禁止法違反となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すること自体は問題になりませんが、課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは問題となるおそれがあります。また課税事業者となるのに際し、価格交渉の場で明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

【年末年始休暇のお知らせ】

下記期間は、お休みさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。
12月29日(木)～1月3日(火)

KAWANO PRESS

令和4年
12月 1日発行

No.89

発行元：
(有)ユービーシー経営 Tel:0836-33-6717
河野会計事務所 Fax:0836-33-6753
〒755-0036 Mail:info@ubc-net.com
宇部市北琴芝 1-6-10 URL:http://ubc-net.com

令和5年10月1日から導入されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）。導入されるまでついに1年をきりました。今回は、制度開始までに準備すべきことの確認・取引先への対応方法（問題となる行為）をご紹介します。（参考文献：国税庁HP、公正取引委員会HP）

インボイス、事前準備のチェックポイント ～国税庁「インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート」より～

以下のチェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な事項をまとめたものです。



インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断

インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。現在免税事業者であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

- 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう**
 - 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
 - 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
 - それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
 - 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。
- 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう**
 - 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
 - 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
 - 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
 - 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。
- 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう**
 - 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
 - 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。





登録を受けた場合の売手としての事前準備

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
 - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
 - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう**
 - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
 - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
 - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
 - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
 - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう**
 - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
 - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
 - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。



登録を受けた場合の買手としての事前準備

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
 - 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です(よって、以下の項目は検討不要)。
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう**
 - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
 - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
 - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
 - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置(80%・50%控除)の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
 - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう**
 - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
 - インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
 - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。(売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。)

※インボイス制度への対応などに係る補助金として、以下の補助金があります。詳しくは各事務局HPをご確認ください。

◆小規模事業者持続化補助金<インボイス枠>

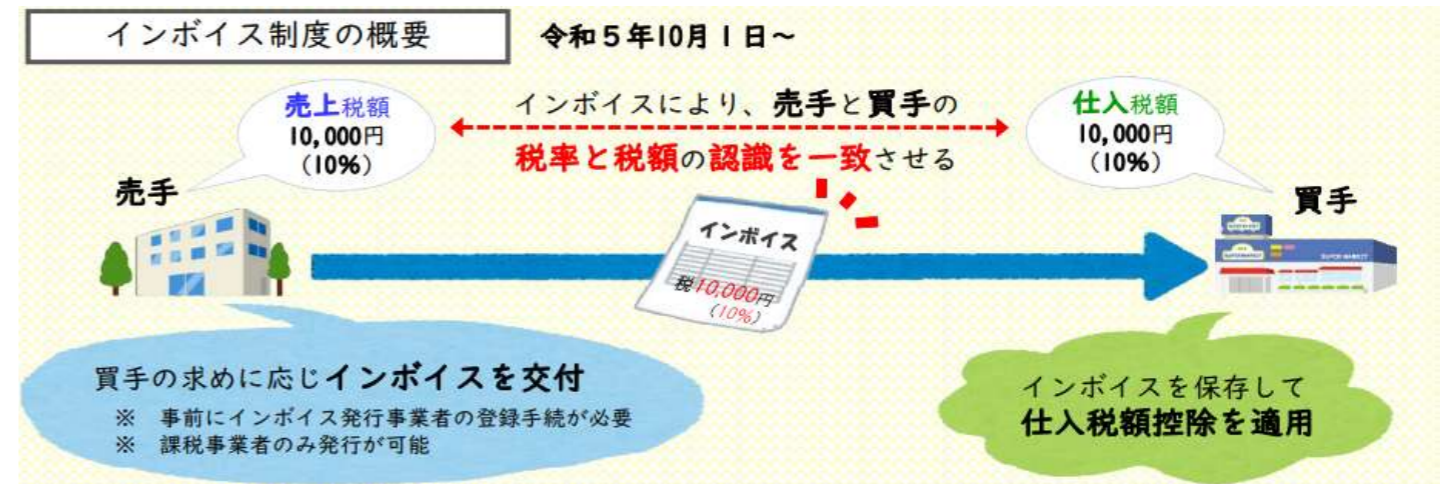
免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援するため、小規模事業者等が自ら経営計画を策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を対象に、補助上限額の引き上げ(50万円→100万円)を実施しています。

取引先への対応

インボイス制度開始のタイミングで取引条件等を見直す場合、独占禁止法や下請法上どのような行為が問題となるのでしょうか?インボイス制度開始による影響と留意点、取引先への対応の際に気を付けるべき点をまとめました。



インボイス制度の影響と留意点



インボイス発行事業者以外の者(免税事業者や消費者など)から行った課税仕入は原則として仕入税額控除できません。つまり・・・

自身や取引先が免税事業者の場合
特に注意が必要です

(自身が) 免税事業者の場合

<買手への影響>

- ①買手が消費者又は免税事業者である場合
- ②買手の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- ③その他消費税が非課税とされているサービス等のために必要な物品を販売している場合

⇒買手が①～③に該当する場合、取引に影響が生じないと考えられています。
⇒買手が①～③のいずれにも当てはまらない場合、買手は原則として仕入税額控除を受けることができないため、買手の意向で取引条件を見直される場合があるなど影響が生じると考えられます。
※免税事業者の取引への影響に配慮して、インボイス制度の実施後6年間は、買手は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

(取引先が) 免税事業者(自身が) 課税事業者の場合

<免税事業者からの仕入の留意点>

①(自身が) 簡易課税制度適用している場合

簡易課税制度は、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額をみなし仕入率により算出するため、仕入先との関係では特段留意することはないと考えられます。

②(自身が) 簡易課税制度を適用していない(一般課税である)場合

免税事業者から行った課税仕入れは原則として仕入税額控除はできません。経過措置で制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後3年間は5割の仕入税額控除が可能とされていますが、取引条件を設定するにあたり、相手がインボイス発行事業者かどうか確認する必要があるなど準備が必要です。
※消費税の性格上、免税事業者も自らの仕入に係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれていることもご注意ください。